

岩手県告示第697号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、一戸町の地籍調査を平成24年10月10日次のとおり国土調査として指定した。

平成24年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査を行う者の名称 一戸町
- 2 調査地域 二戸郡一戸町女鹿の一部
- 3 調査期間 平成24年10月10日から平成25年3月29日まで